

平成 29 年 12 月 26 日

《お詫び》 不適切事案の発生について

学校法人 高山短期大学

平成 28 年 1 月 24 日（木）付にて新聞報道がありました「役員報酬の支払いにかかる不適切事案」につき、学生の皆様、保護者の皆様、また各関係者の方々には、多大なるご心配、ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ありませんでした。

本法人は、平成 28 年 1 月 13 日（火）付にて、次の 4 項目を目的として、利害関係のない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置しました。

- ①本件不適切事案の事実関係の調査
- ②本件不適切事案の発生した背景、原因及び責任の所在の解明
- ③内部管理体制に関する調査
- ④再発防止に関する検討及び提言

平成 29 年 3 月 23 日（木）付にて、第三者委員会より調査結果の報告書を受領しました。上記目的①から③の調査等を行った総括として、本件不適切事案が発生した背景、理事会の運営状況などにつき、いくつかの問題点が指摘されました。

本法人として、これらの指摘を真摯に受け止め、速やかな処分を行うとともに、再発防止に関する提言にもとづき、具体的な施策を継続的に行うことといたしました。

事案の概要と実施した処分の内容及び再発防止のために策定した事項は次のとおりであります。

（事案の概要）

前常務理事が平成 21 年 10 月より平成 28 年 10 月まで、前理事長より自宅勤務を認められ 7 年間の支給総額として 3, 000 万円余りの給与、報酬を受け取っていたことが不適切であるとの指摘を受けた。また、前常務理事が理事会を欠席していたにもかかわらず、委任状を徴求せず、出席していたかのような誤認を与える議事録が作成されていたこと、前常務理事の重任を看過したことについて、当時の理事長、理事及び監事の責任は重大であるとの指摘を受けた。

（処分）

上記の概要を受け下記の処分を行いました。

1. 前常務理事より 3, 000 万円の返金を受けました
2. 理事長及び当時の理事・監事の役員報酬の減額を行いました

（再発防止策）

1. 外部理事の追加選任及び理事長と学長の兼務の解消

2. 理事会に必要な情報が提供される理事会事務局の整備
3. 外部専門家によるガバナンス体制構築状況の継続的監視
4. 理事長の指揮命令下でない外部の内部通報体制の構築
5. 監事監査の強化体制の構築
6. 理事の定年制の導入
7. 組織内コミュニケーションの改善

平成29年7月18日(月)、本法人としての事実認識、発生原因、責任の所在、処分、再発防止策を一つの報告書にまとめ、文部科学省高等教育局へ提出いたしました。

その後、常勤理事による会議、理事会、評議員会等を開催し、報告と再発防止策に関する取り組み方針を確認しました。

本法人として、今回の不適切事案を深く反省するとともに、上記に揚げさせていただきました再発防止策に対し、愚直にそして真摯に取り組んでまいり所存であります。

また、改善に係る進捗状況の把握を徹底するとともに、理事会・評議員会において、改善状況の報告を行うなど、早期の体制確立に向けて取り組んでまいります。

岐阜県飛騨地区における唯一の大学として「社会の要請に即応する人材の養成、実学」に積極的に取り組んでいくとともに、地域経済に寄与できる学生の育成と、創造力をさらに育んでいける教育環境の整備に向け、教職員一丸となって努めてまいります。

本法人として、この組織の教職員、そしてここで学ぶことを希望して集まった学生が失望することの無いよう、組織風土の良化・醸成に努めてまいります。

なにとぞ、本法人への変わらぬご支援を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以 上